

5 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（山陰海岸学習館の附置）

第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることを旨とするため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。

2 山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。

（開 館 時 間）

第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後6時まで）とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の開館時間を変更することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（休 館 日）

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が休日である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））

(2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（利用の許可）

第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（行為の制限等）

第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

（措置命令）

第8条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

（許可の取消し）

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（使用料の徴収）

第10条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第11条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

（以下附則省略）

別表（第10条関係）

1 通常展示の入館料

区 分	金 額
個人（一般人に限る。）	1人1回につき 180円
団体（一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 150円

2 特別展示の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額

3 展示室等使用料

区 分	金 額			
第1展示室	1日につき	22,140円	半日につき	11,070円
第2展示室	1日につき	22,140円	半日につき	11,070円
第3展示室	1日につき	17,280円	半日につき	8,640円
講 堂	1日につき	8,840円	半日につき	4,420円
会 議 室	1時間につき	450円		

備 考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額	
第1展示室	1時間につき	2,760円
第2展示室	1時間につき	2,760円
第3展示室	1時間につき	2,160円
講 堂	1時間につき	1,100円

- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料（備考2により加算した使用料を含む。）の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基き、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任命の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑 則）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

（以下附則省略）

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（趣 旨）

第1条 この規則は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管

理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学芸課

- (1) 博物館資料（美術関係の資料を除く。次号及び第3号において同じ。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) 山陰海岸学習館に係る資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
- (5) 山陰海岸学習館に係る資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (6) その他博物館の事業に関すること（美術振興課の所掌に属するものを除く。）。

美術振興課

- (1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。
- (2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 美術関係の資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。
- (5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

(職制)

第3条 博物館に館長を、課に課長を置く。

2 館長又は課長の職務を補佐し、これらの者に事故があるときにその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第4条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第5条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分掌事務)

第6条 職員の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(利用の申込み等)

第7条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者（一般人に限る。）に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(許可申請)

第8条 条例第7条第1項第2号の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項第4号の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

(以下附則及び様式省略)

別表 (第6条関係)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・副館長・課長・課長補佐・係長

2 事務職員をもって充てる職

主事

3 技術職員をもって充てる職

主幹学芸員・主任学芸員・学芸員・学芸員補・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則 (抄)

(昭和52年3月30日鳥取県規則第15号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校 (以下「県立学校」という。) の授業料 (通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料 (以下「授業料等」という。) 並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設 (以下「社会教育施設」という。) の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 幼児、児童、生徒又は学生 (以下「学生等」という。) の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者 (以下「障害者」という。) 及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等」という。) 及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。

通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
展示室等使用料	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p>

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(以下附則省略)

鳥取県立博物館年報

平成26年度 No. 43

平成28年3月 発行

鳥取県立博物館

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124

TEL (0857) 26-8042

FAX (0857) 26-8041

印刷 有限会社 蛍光社
